

広島県選挙管理委員会告示第十七号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第二号の規定により、個人演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、安芸高田市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十六年四月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
美土里高齢者コミュニティセンター	安芸高田市美土里町横田一九三六番地	平成二五年七月二九日
美土里町山村開発センター	安芸高田市美土里町大字本郷一七七五番地	平成二五年七月二九日
原田集会所	安芸高田市高宮町大字原田字下田中	平成二五年七月二九日
宮原集会所	安芸高田市高宮町大字原田字塔ヶ峰	平成二五年七月二九日
土居之内集会所	安芸高田市高宮町大字船木字土居之内	平成二五年七月二九日
向原町若者センター	安芸高田市向原町大字坂袖森三五二番地	平成二五年七月二九日